

## 第3章

### 保健施策の実施

## 目次

### 第1節

- 1 事業の体系..... 53
- 2 保健政策部事業関連計画..... 57
- 3 保健政策部事業関連統計..... 58

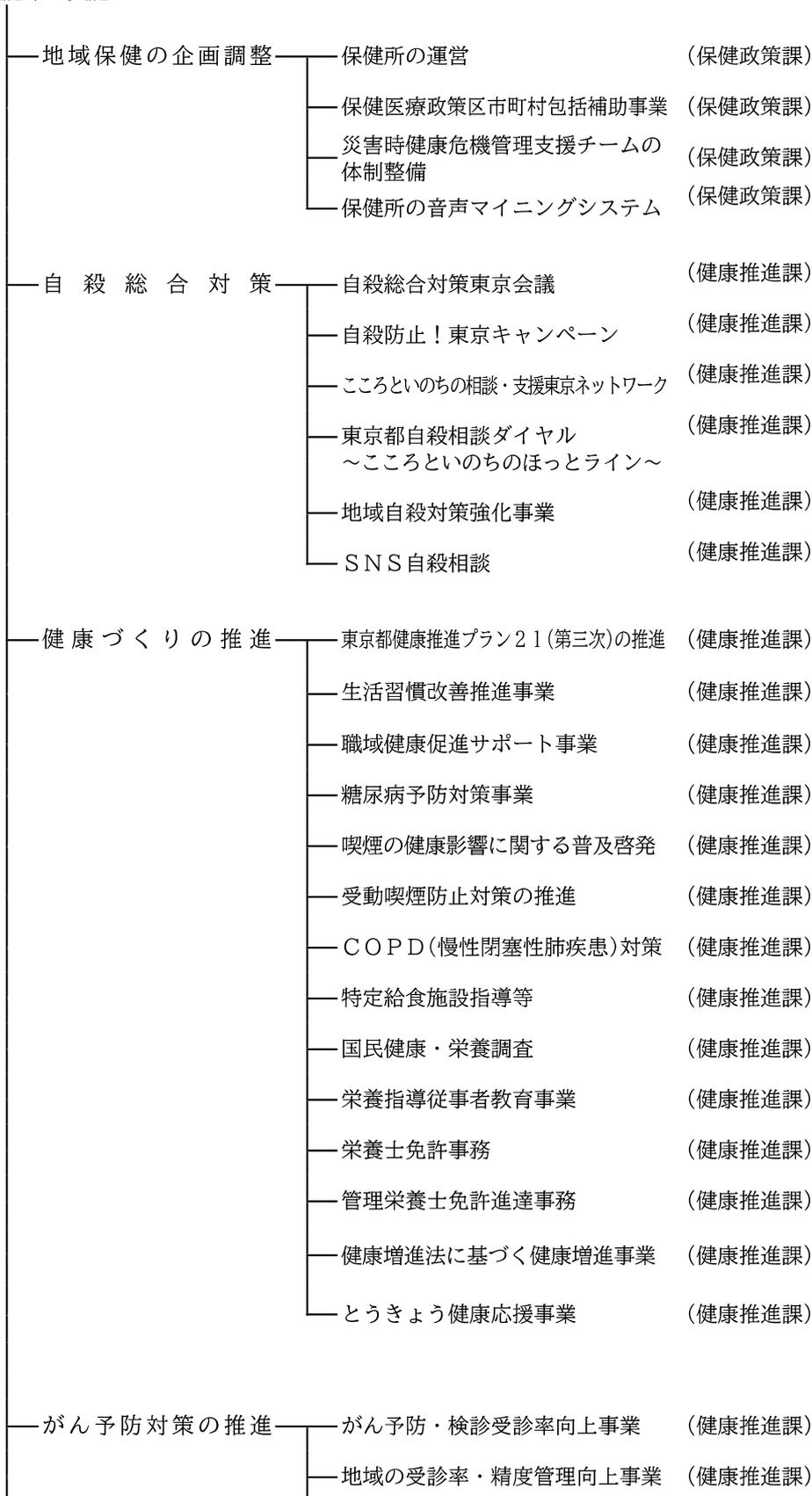
### 第2節

- 1 地域保健の企画調整..... 61
- 2 自殺総合対策..... 64
- 3 健康づくりの推進..... 65
- 4 がん予防対策の推進..... 69
- 5 ウイルス肝炎対策..... 70
- 6 難病対策..... 72
- 7 原子爆弾被爆者援護対策..... 79
- 8 血液の確保・臓器移植対策等..... 81
- 9 国民健康保険..... 82
- 10 後期高齢者医療制度..... 87
- 11 医療費適正化計画..... 88
- 12 保険医療機関等に対する指導等..... 88

# 第1節

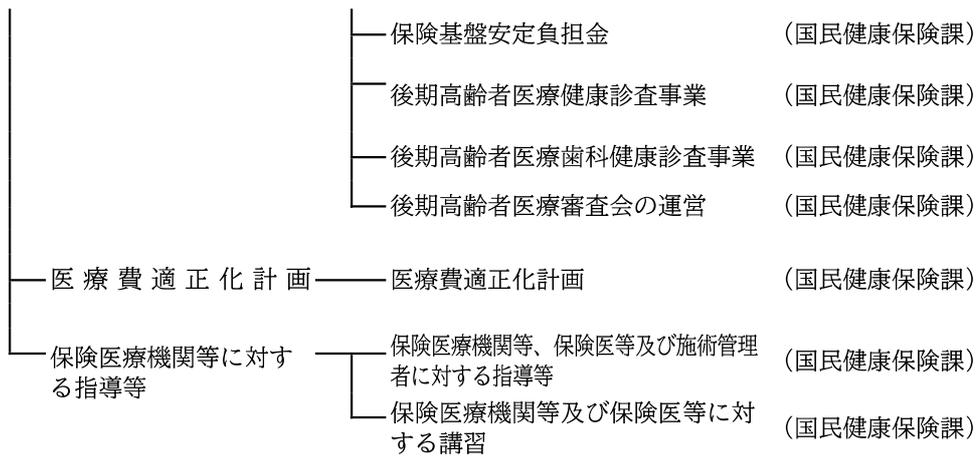
## 1 事業の体系

保健施策の実施



ウイルス肝炎対策	マンモグラフィ読影医師等養成研修	(健康推進課)
	がん検診対象人口率調査	(健康推進課)
	がん登録事業	(健康推進課)
	肝炎診療ネットワーク整備事業	(疾病対策課)
	B型・C型ウイルス肝炎治療医療費助成	(疾病対策課)
	肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業	(疾病対策課)
難病対策	難病医療費等助成	(疾病対策課)
	スモン患者に対するはり等施術費等助成	(疾病対策課)
	在宅難病患者一時入院事業	(疾病対策課)
	難病患者在宅レスパイト事業	(疾病対策課)
	在宅難病患者訪問診療事業	(疾病対策課)
	在宅難病患者医療機器貸与事業	(疾病対策課)
	在宅療養支援事業	(疾病対策課)
	在宅人工呼吸器使用難病患者訪問看護事業	(疾病対策課)
	在宅人工呼吸器使用難病患者非常用電源設備整備事業	(疾病対策課)
	難病対策地域協議会	(疾病対策課)
	難病医療ネットワーク	(疾病対策課)
	難病専門研修	(疾病対策課)
	東京都難病相談・支援センター	(疾病対策課)
	在宅人工呼吸器使用者災害時支援	(疾病対策課)
	専門家会議	(疾病対策課)
慢性腎臓病(CKD)対策事業	(疾病対策課)	
原子爆弾被爆者援護対策	原子爆弾被爆者の健康診断等	(疾病対策課)
	原子爆弾被爆者に対する手当等の支給	(疾病対策課)
	介護保険利用等助成	(疾病対策課)
	原子爆弾被爆者に対する健康指導	(疾病対策課)
	原子爆弾被爆者の子に対する医療費の助成	(疾病対策課)
血液の確保・臓器移植対策等	東京都献血推進協議会	(疾病対策課)
	献血思想の普及啓発	(疾病対策課)

国民健康保険	— 献血受入供給基盤の整備	(疾病対策課)	
	— 血液製剤の適正使用	(疾病対策課)	
	— 臓器移植対策	(疾病対策課)	
	— 骨髄移植対策	(疾病対策課)	
	— 区市町村等の指導	(国民健康保険課)	
	— 保険給付費等交付金(普通交付金)	(国民健康保険課)	
	— 保険給付費等交付金(特別交付金)	(国民健康保険課)	
	— 後期高齢者支援金・後期高齢者関係事務費拠出金	(国民健康保険課)	
	— 出産育児関係事務費拠出金	(国民健康保険課)	
	— 病床転換支援金・病床転換助成関係事務費拠出金	(国民健康保険課)	
	— 前期高齢者納付金・前期高齢者関係事務費拠出金	(国民健康保険課)	
	— 介護納付金	(国民健康保険課)	
	— 流行初期医療確保拠出金・流行初期医療確保関係事務費拠出金	(国民健康保険課)	
	— 特別高額医療費共同事業拠出金	(国民健康保険課)	
	— 高額医療費負担金	(国民健康保険課)	
	— 保険基盤安定負担金	(国民健康保険課)	
	— 未就学児均等割保険料負担金	(国民健康保険課)	
	— 産前産後保険料負担金	(国民健康保険課)	
	— 特定健康診査等負担金	(国民健康保険課)	
	— 都繰入金(財政調整交付金)	(国民健康保険課)	
	— 特別区への補助	(国民健康保険課)	
	— 市町村への補助	(国民健康保険課)	
	— 国民健康保険組合への補助	(国民健康保険課)	
	— 国民健康保険団体連合会への補助	(国民健康保険課)	
	— 国民健康保険平準化支援事業	(国民健康保険課)	
	— 保健事業費	(国民健康保険課)	
	— 国民健康保険財政安定化基金	(国民健康保険課)	
	— 国民健康保険運営協議会の運営	(国民健康保険課)	
	— 国民健康保険審査会の運営	(国民健康保険課)	
	— 後発医薬品使用促進事業	(国民健康保険課)	
	後期高齢者医療制度	— 後期高齢者医療財政安定化基金	(国民健康保険課)
		— 後期高齢者医療給付費等負担金	(国民健康保険課)
		— 高額医療費負担金	(国民健康保険課)



## 2 保健政策部事業関連計画

### (1) 東京都健康推進プラン21（第三次）

健康増進法に基づく都道府県健康増進計画として、令和6年3月に、「東京都健康推進プラン21（第三次）」（計画期間：令和6年度から令和17年度までの12年間。令和12年を目途に中間評価を実施。）を策定した。この計画は、誰もが生涯にわたり健やかに心豊かに暮らせる持続可能な社会を目指し、都民一人ひとりの主体的な取組とともに、社会全体で支援し、誰一人取り残さない健康づくりを推進することを目的としている。

#### 【計画の基本的な考え方】

- 1 どこに住んでいても、生涯にわたり健やかに暮らせる持続可能な社会の実現
- 2 誰一人取り残さない健康づくりに向けた都民の取組を支える環境整備
- 3 目標達成に向けた取組の推進と進行管理

本計画では、総合目標に「健康寿命の延伸」「健康格差の縮小」を掲げ、3領域18分野にわたり目標を設定し、分野ごとに、都民と推進主体（区市町村、学校等教育機関、保健医療関係団体、医療保険者・事業者等、NPO・企業等）が実施すべき取組を具体的に示している。都は、推進主体の取組支援と連携強化、広域的な普及啓発の実施などに取り組む。

#### 【全体像】



(2) 東京都自殺総合対策計画（第2次）

自殺対策基本法第13条第1項に規定する都道府県自殺対策計画として、令和5年3月に、「東京都自殺総合対策計画（第2次）」（計画期間：令和5年度から令和9年度まで）を策定した。この計画は、関係機関・団体との連携・協力の強化を図り、総合的・効果的な自殺対策をより一層進めていくことを目的としている。

【数値目標】

国の自殺総合対策大綱における全国の数値目標に合わせ、都においても令和8年までに、自殺死亡率（※）を平成27年と比較して30%以上減少させることを目標とする。

平成27年の自殺死亡率17.4 → 令和8年までに12.2以下

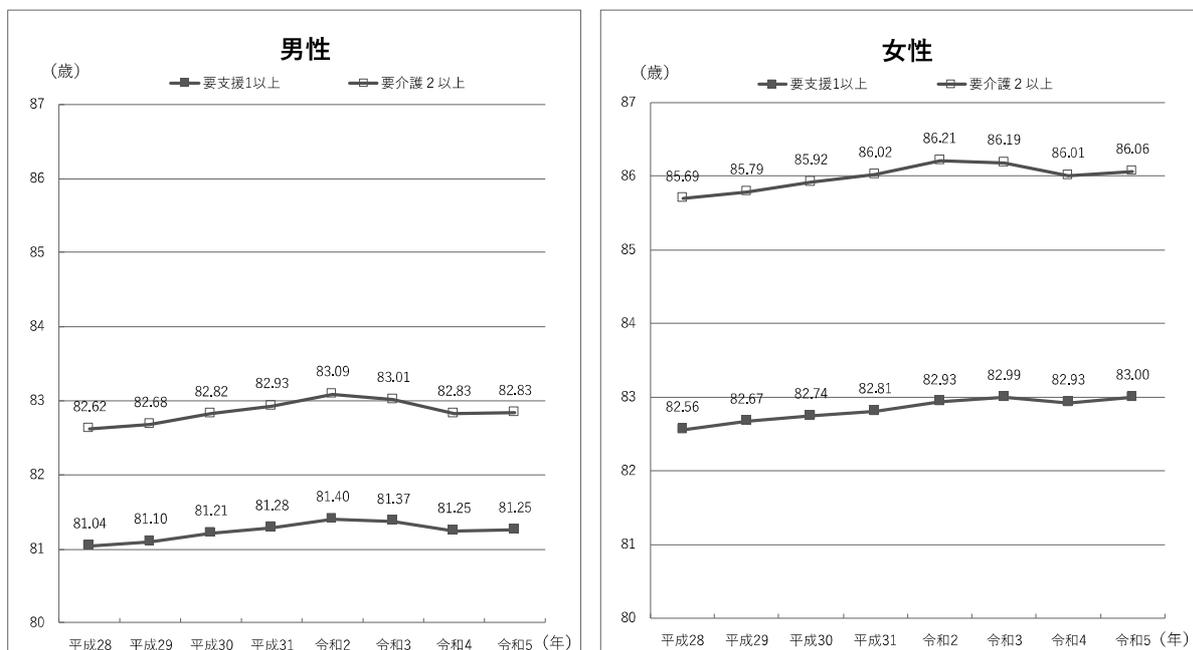
平成27年の自殺者数2,290人 → 令和8年までに1,600人以下

※自殺死亡率：人口10万人当たりの自殺による死亡数

3 保健政策部事業関連統計

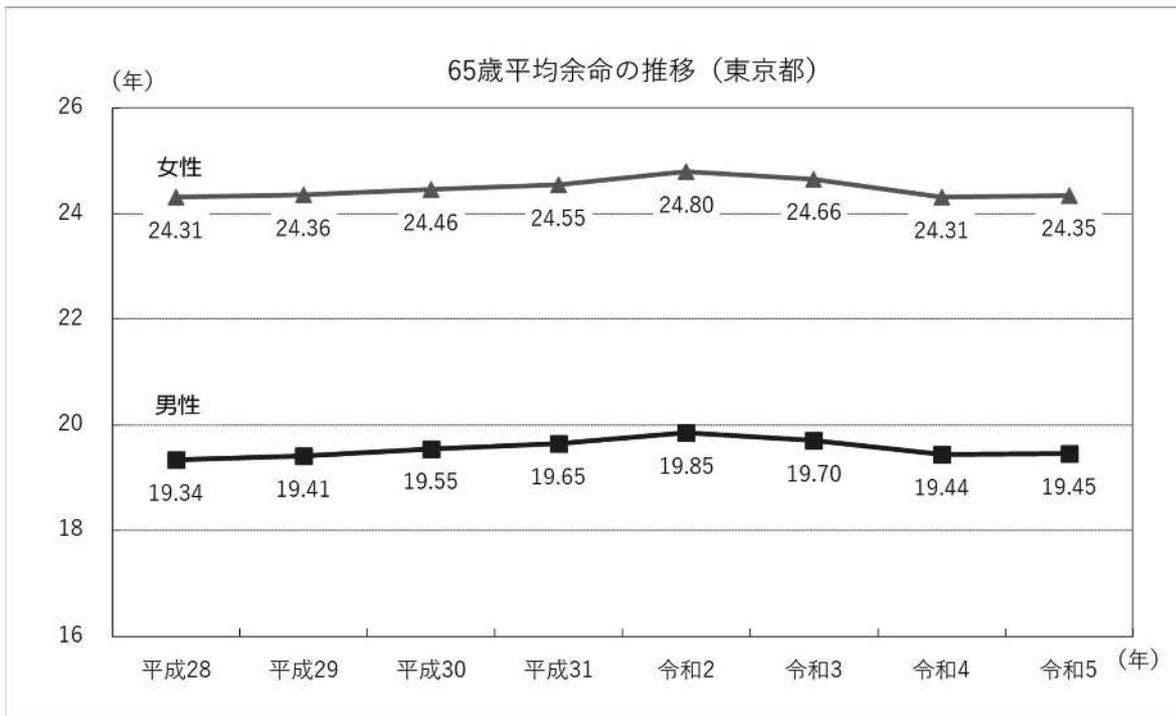
(1) 東京都の65歳健康寿命と65歳平均余命の推移

65歳健康寿命の推移（東京都）



\* 65歳健康寿命について（保健医療局調べ）

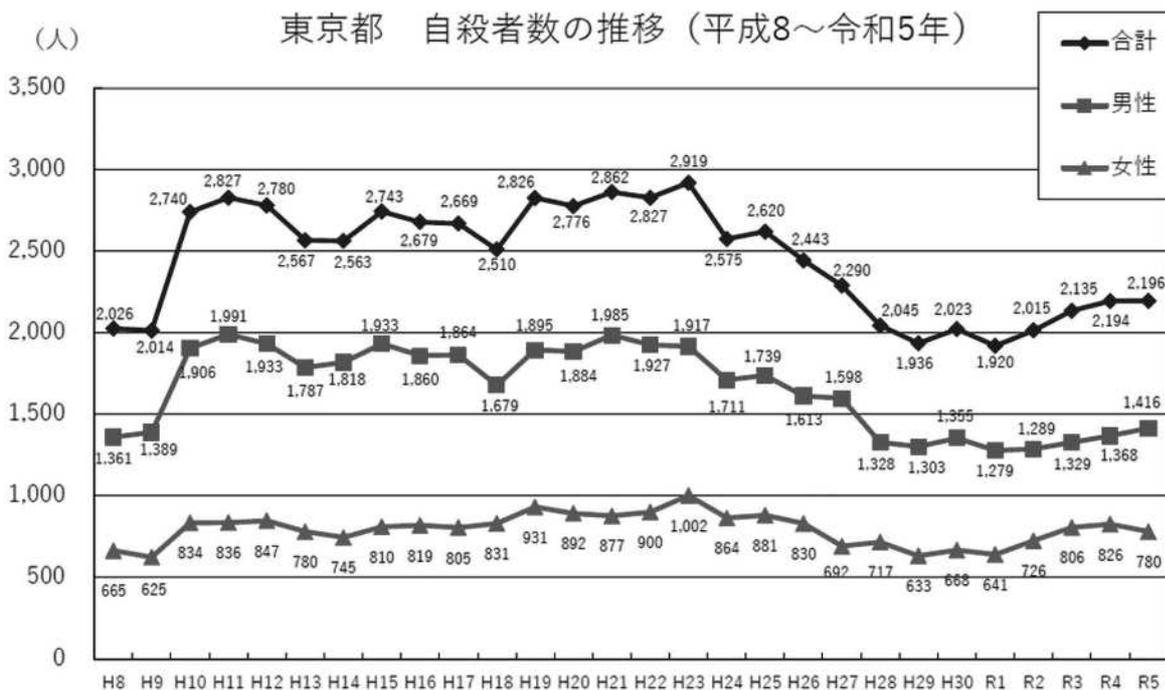
65歳健康寿命とは、65歳の人が何らかの障害のために要支援・要介護認定を受けるまでの状態を健康と考え、その障害のために認定を受ける年齢を平均的に表すもの。要支援1以上の認定を受けるまでの期間を平均自立期間として算出した場合と、要介護2以上の認定を受けるまでの期間を平均自立期間として算出した場合を示した。算出は、東京保健所長会方式を用い、「65歳健康寿命＝65歳+当該認定までの平均自立期間」として示した。



\* 65歳平均余命について（資料：厚生労働省「簡易生命表」）

65歳平均余命とは、65歳における生存数（人）について、これら65歳の人が、65歳以降生存する年数の平均値をとったもの。

## (2) 東京都の自殺者数の推移



資料：人口動態統計

(3) がん検診受診率

(単位：％)

区分	都民全体 <sup>※1</sup>	区市町村 <sup>※2</sup>
胃がん	51.5	6.9
肺がん	56.9	4.6
大腸がん	59.0	7.5
子宮頸がん	48.0	14.6
乳がん	50.3	16.4

【出典】

※1 「健康増進法に基づくがん検診の対象人口率等調査」（東京都福祉保健局）（令和2年度）

※2 「地域保健・健康増進事業報告」（厚生労働省）（令和5年度）

なお、※1は住民検診、職場検診、人間ドック等の全都民対象の受診率を、※2は区市町村が実施主体の住民検診対象者の受診率を示す。

## 第2節

### 1 地域保健の企画調整

保健医療局では、都民の視点に立って総合的な地域保健サービスを向上させていくため、都と区市町村の適切な役割分担に基づき、地域の実情に応じた区市町村への専門的・技術的な支援、健康危機管理体制の整備などに取り組んでいる。

#### (1) 保健所の運営（昭和22年度事業開始）

保健所は、地域住民の健康の保持及び増進のため、地域保健法に基づき、都道府県、指定都市、中核市、その他政令で定める市及び特別区が設置しており、都内では、多摩地域（八王子市及び町田市を除く。）及び島しょ地域については東京都が、区部については各区が、八王子市及び町田市については各市が設置している。このうち都の設置する保健所は、地域保健の広域的、専門的、技術的拠点としての機能を有している。（特別区の保健所については昭和50年度に東京都から各区に移管。八王子市の保健所については平成19年度に、町田市の保健所については平成23年度に、それぞれ東京都から各市に移管）

新型コロナ対応を受けて、公衆衛生等の学識経験者、医療機関、医師会、市町村の代表等を委員として設置した「感染症対応を踏まえた都保健所のあり方検討会」の報告書や市町村等からの意見を踏まえ、今後の都保健所の体制・機能強化策について、令和6年1月に都として取りまとめを行い、令和6年4月から多摩地域の都保健所に市町村連携課を新設し、市町村等関係機関との連携強化に取り組んでいる。また、感染症対応訓練の実施など、新興感染症の発生を見据えた平時からの準備を計画的に推進するとともに、DXの推進による業務の効率化に取り組んでいる。

[都の設置する保健所：6保健所、4出張所、2支所]

#### 〈都保健所の業務〉

都保健所では、所管する二次保健医療圏における広域的な事業調整や市町村支援、健康危機管理体制の整備などに取り組んでいる。

内容	主な業務
市町村支援	助言、各種研修、事業協力、市町村の主体的な取組への支援（包括補助）等
企画機能	地域保健医療推進プランの策定・推進・評価、先駆的事業の企画等
健康危機管理	健康危機管理体制整備、新型インフルエンザ対策等
衛生教育	広報・普及啓発、各種講習会等
統計調査	各種統計調査、地区診断等
保健医療	地域医療連携の推進、医療安全支援センター（患者の声相談窓口）、医師等の免許申請受付等、診療所等の開設許可等・監視指導等
歯科保健	歯科保健普及・教育、障害者歯科相談等
薬事衛生	薬物乱用防止対策、薬局等の開設許可・監視指導等
環境衛生	室内環境保健対策、理容・美容、クリーニング、旅館等の営業許可・監視指導、水質検査等

食品衛生	飲食店・食品製造業等の営業許可・監視指導、食中毒対策等
保健栄養	栄養調査、特定給食施設指導、栄養成分等表示の普及等
成人保健	生活習慣病予防対策等
環境保健	アレルギー教室、大気汚染保健対策、花粉症対策等
医療給付及び助成	療育医療給付、結核医療費助成等
感染症予防	感染症発生届出受理、積極的疫学調査等
エイズ対策	抗体検査、相談、予防に関する普及啓発等
結核対策	患者・家族検診、接触者検診、DOTS（直接服薬確認法）推進事業等
母子保健	障害児の療育相談、指導等
精神保健福祉	精神保健福祉相談、訪問指導、社会復帰促進事業等
難病対策	在宅難病患者訪問相談・指導、医療機器貸与、骨髄ドナー登録受付等

(2) 保健医療政策区市町村包括補助事業（平成19年度事業開始）

地域の実情等を踏まえたきめ細かな保健医療サービスを展開するため、身近な地域保健の実施主体である区市町村が、主体的に実施する保健医療分野にわたる事業に対し支援を行い、保健医療サービスの向上を図ることを目的とする。（実施主体：区市町村。ただし、以下のうち、一般事業は市町村に限る。予算額：2,500,000千円）

対象事業

区 分	事 業
1 先駆的事业	<p>新たな課題に取り組む保健医療分野の試行的事業で、都が例示するもの（生活習慣病対策、がん予防に関するものなど）のほか、区市町村の創意工夫によるもの</p>
2 選択事業	<p>(1) 医療制度理解促進事業  (2) 小児救急普及啓発事業  (3) 地域（医療）資源マップの作成に関する事業  (4) 在宅人工呼吸器使用者療養支援事業  (5) 災害医療計画策定支援事業  (6) 島しょ地域医療従事者確保事業  (7) 障害者施設、介護保険施設等における歯科口腔保健の推進に関する事業  (8) 東京都歯科保健推進計画の推進に関する事業  (9) 障害者歯科医療推進事業  (10) 歯科健康診査受診促進事業  (11) アピアランスケア支援事業  (12) 若年がん患者在宅療養支援事業  (13) 小児初期救急平日夜間土曜診療事業  (14) 地域のつながりを通じた生活習慣改善推進事業  (15) 「ちょっと実行、ずっと健康。」ウォーキングマップ作成・活用事業  (16) 健康づくりに対して関心が低い層に向けた、インセンティブを用いた健康づくり支援事業  (17) がん検診受診率向上事業  (18) がん検診要精検受診者への受診勧奨補助事業  (19) がん検診精度管理向上事業  (20) がん検診受診環境整備事業  (21) 糖尿病・メタボリックシンドローム予防対策事業  (22) こころの健康づくりに関する環境づくり  (23) 肝炎ウイルス検査受検勧奨等事業  (24) 禁煙治療費助成事業  (25) 受動喫煙防止対策に係る実効性の担保に資する事業  (26) 受動喫煙防止対策の強化に伴う喫煙環境の整備事業  (27) 配食サービスを通じた高齢者の健康づくり支援事業  (28) 地域・職域連携推進事業  (29) 難病患者療養支援・連携促進事業  (30) 熱中症対策に関する普及啓発等事業  (31) 飼い主のいない猫対策  (32) 地域における動物愛護の推進  (33) 地域における動物の相談支援体制整備事業  (34) 地域における環境改善対策事業  (35) HACCPに沿った衛生管理の導入・定着の推進  (36) 結核対策事業  (37) 地域の実情に応じた感染症対策普及啓発促進事業  (38) 予防接種促進事業（先天性風しん症候群対策分）  (39) その他区市町村の保健医療サービスの充実に資する事業（区市町村が地域の特性を踏まえ、保健医療分野において独自に企画して実施するもの）</p>

3 一般事業	市町村が地域の特性に応じ主体的に取り組む事業 (1) 初期救急事業 ア 休日急病診療事業 イ 休日歯科応急診療事業 (2) 保健医療サービスの充実に資する事業
--------	---

(3) 災害時健康危機管理支援チームの体制整備（令和元年度事業開始）

被災自治体の保健医療行政の指揮調整機能等を応援するため、都職員等に対して専門的な研修を行い、災害発生時における支援チーム（D H E A T）の体制を確保する。（実施主体：東京都）

(4) 保健所の音声マイニングシステム（令和6年度事業開始）【2050東京戦略】

通話内容のリアルタイムテキスト化や電話対応支援機能等を備えたシステムの導入により、精神福祉相談等の記録作成の効率化とともに、よりの確な相談対応を図る。（実施主体：東京都）

## 2 自殺総合対策

全国の自殺者数は、平成10年以降3万人前後で推移し、平成22年以降減少が続いていたが、令和2年以降増加に転じた。令和5年は前年と比べ減少したものの、依然として2万人を超える状況が続いている。

また、都の自殺者数は、平成10年から平成23年までの14年間は、2,000人台後半で推移し、平成23年をピークに減少傾向にあったが、令和2年以降は増加している。

自殺には、健康問題、経済・生活問題など様々な要因が複雑に関係しており、個人的な問題としてのみ捉えられるべきものではなく、社会的な支援により未然防止を図ることが重要である。その対策に当たっては、精神保健的観点からのみでなく、背景にある様々な社会的要因に対応するための多角的な検討と、社会全体による総合的な取組が必要である。

(1) 自殺総合対策東京会議（平成19年度事業開始）【2050東京戦略】

福祉、経済、労働、教育等の関係団体や自殺防止活動を行っている民間団体、有識者との連携・協働の場として設置し、多角的な観点から自殺問題に社会全体で取り組むための推進基盤とするとともに、社会的な取組を着実に推進するための対策や、自殺対策計画に必要な検討を行う。

また、東京都地域自殺対策推進センターを運営し、区市町村の取組を支援する。（実施主体：東京都）

(2) 自殺防止！東京キャンペーン（平成19年度事業開始）【2050東京戦略】

自殺問題の実態や社会的取組の必要性に対する、都民、企業などの理解の促進と協力の推進のため、関係機関と連携した普及啓発を展開する。（実施主体：東京都）

(3) ころといのちの相談・支援東京ネットワーク（平成19年度事業開始）【2050東京戦略】

自殺念慮者や未遂者がその悩みに応じた相談・支援を受けられるよう、関係機関によるネットワークを構築し、自殺の未然防止を図る。働く世代や若年層の自殺防止を図るため、経営者等に対して職場における心の健康づくりや自殺防止対策への取組を働きかけるとともに、児童・生徒・学生に対する学校等を通じた啓発資材の提供等を実施する。

また、検索連動型広告を活用して、悩みを抱える中高年男性をメールでの相談ができる特設サイトに誘導し、支援につなげる取組を実施する。（令和7年度事業開始）【新規】（実施主体：東京都（特定非営利活動法人メンタルケア協議会に委託））

さらに、未遂者支援事業として、救急医療機関スタッフ等を対象とした自殺未遂者への対応等に関する研修事業を実施するとともに、救急医療機関に搬送された自殺未遂者等を地域の支援や精神科医療につなぐ相談調整窓口を運営する（「東京都ころといのちのサポートネット」（平成26年度事業開始））。サポートネットには多職種の専門家による子供サポートチームを設置し、自殺リスクの高い子供の支援を行う。加えて、遺族等が必要とする支援に関する情報提供を行うほか、自死発生直後から遺族等を支援するための相談窓口を運営する（「とうきょう自死遺族総合支援窓口」（令和5年度事業開始））。（実施主体：東京都（「東京都ころといのちのサポートネット」は特定非営利活動法人メンタルケア協議会に委託、「とうきょう自死遺族総合支援窓口」は特定非営利活動法人全国自死遺族総合支援センターに委託））

(4) 東京都自殺相談ダイヤル～ころといのちのほっとライン～（平成22年度事業開始）【2050東京戦略】

自殺相談専門の電話相談窓口を設置し、相談者の悩みを受け止め、各分野の専門相談機関と連携し、相談者への積極的な支援を行う。（実施主体：東京都（特定非営利活動法人メンタルケア協議会に委託））

(5) 地域自殺対策強化事業（平成22年度事業開始）

区市町村や民間団体等の活動を支援することにより、地域における自殺対策を強化する。（実施主体：区市町村、民間団体）

(6) SNS自殺相談（平成30年度事業開始）【2050東京戦略】

若年層に対する自殺防止対策を強化するため、SNSを活用した自殺相談を実施する。（実施主体：東京都（特定非営利活動法人メンタルケア協議会に委託））

### 3 健康づくりの推進

誰もが生涯にわたり健やかで心豊かに暮らせる持続可能な社会を目指し、都民一人ひとりの主体的な取組とともに、社会全体で支援し、誰一人取り残さない健康づくりを推進することを目的として、令和6年3月に策定した「東京都健康推進プラン21（第三次）」に基づき、都

民の健康づくりを推進している。

(1) 東京都健康推進プラン21（第三次）の推進（令和6年度事業開始）

「東京都健康推進プラン21（第三次）」においては、総合目標として、「健康寿命の延伸」と「健康格差の縮小」を掲げ、3つの領域、18分野と分野別目標を設定した。そのうち「こころの健康」、「多様な主体による健康づくりの推進」及び「女性の健康」の3分野を重点分野として、取組を更に推進する。

目標の達成に向けた推進方策や、関係団体等の連携体制に関すること等を検討する場として、学識経験者や関係団体、行政機関で構成する「東京都健康推進プラン21推進会議」を設置し、運営している。(実施主体：東京都)

また、区市町村等における指導的役割を担う人材を養成する。(実施主体：東京都（公益財団法人東京都福祉保健財団に委託）)

(2) 生活習慣改善推進事業（平成26年度事業開始）

都民の健康寿命の延伸と健康格差の縮小を図るため、都民自らが負担感のない生活習慣の改善と健康づくりの実践を行えるよう、区市町村や民間企業と連携し、普及啓発と環境整備を行う。

また、都民の日常的な身体活動量（歩数）を増やし、健康づくりを支援するためのポータルサイト「TOKYO WALKING MAP」について再構築（令和7年度に完了予定）を行い、令和7年度はマイページ機能や写真・リアクションの投稿機能等を追加する。(実施主体：東京都)

(3) 職域健康促進サポート事業（平成29年度事業開始）

都がこれまで実施してきた健康づくり、がん対策、肝炎対策及び感染症対策の知見の効果的な普及啓発と事業者における取組の促進を図るため、「健康経営アドバイザー」を活用し、事業者に対する取組支援を行う。(実施主体：東京都（東京商工会議所に委託）)

(4) 糖尿病予防対策事業（平成21年度事業開始）【2050東京戦略】

糖尿病への正しい理解と予防の実践を促すための予防啓発資材を作成し、区市町村や保険者等を通じて周知することで、都民の糖尿病予防の取組を促進する。(実施主体：東京都)

(5) 喫煙の健康影響に関する普及啓発（平成20年度事業開始）

喫煙による健康への影響に関する正しい知識の普及を図るため、小・中・高校生を対象に、20歳未満喫煙防止・受動喫煙防止ポスターコンクールを実施するとともに、保健の授業等で活用できる喫煙防止教育の副教材を小・中・高校別に配布する。

また、両親学級等で活用できる資材を配布し、家庭に向けた啓発を行う。(実施主体：東京都)

(6) 受動喫煙防止対策の推進（平成20年度事業開始）【2050東京戦略】

健康増進法や東京都受動喫煙防止条例について、都民や事業者、東京を訪れる人が、規制内容等を正しく理解し適切に対応できるよう、様々な資材や媒体を通じて普及啓発を行うと

ともに、違反事例等に対して、保健所において適切に指導・助言等を行えるよう支援する。

また、専用相談窓口や24時間365日対応可能なチャットボットを設置し、都民や事業者からの個別相談に対応するとともに、アドバイザーを施設等に派遣し、喫煙専用室の整備等に関する助言を行う。加えて、検索連動型広告を活用した啓発やホームページ等での情報発信により理解促進を図る。

さらに、公衆喫煙所の整備や住民への普及啓発など、区市町村が行う受動喫煙対策等に関する取組を保健医療政策区市町村包括補助事業により支援する。(実施主体：区市町村)

(7) COPD（慢性閉塞性肺疾患）対策（平成24年度事業開始）

都民向け啓発リーフレットや普及啓発動画等により、COPDの認知度向上を図るとともに、喫煙者に向けた検索連動型広告の掲出や啓発チラシの配布等により、喫煙者がCOPDを自身のこととして捉え、COPDの発症予防及び早期発見・早期治療につながることを後押しし、COPDによる死亡率低下を目指す。(実施主体：東京都)

(8) 特定給食施設指導等（昭和27年度事業開始）

特定給食施設等における栄養管理や利用者への栄養教育が適切に行われるよう、栄養指導員による巡回指導、栄養管理講習会及び事例報告会を実施し、都民の健康づくりを支援する。(実施主体：東京都)

(9) 国民健康・栄養調査（昭和20年度事業開始）

健康増進の総合的な推進を図るための基礎資料として、都民の身体状況、栄養摂取状況及び生活習慣の状況を明らかにする。国が指定する地区の世帯（満1歳以上全員）を対象に調査を実施する。(実施主体：東京都)

(10) 栄養指導従事者教育事業（平成15年度事業開始）

市町村において栄養指導業務等に従事する職員に対し、最新情報の提供や事例検討の機会提供等を行い、市町村保健栄養指導事業の円滑な実施を支援する。(実施主体：東京都（公益社団法人東京都栄養士会に委託）)

(11) 栄養士免許事務（昭和22年度事業開始）

栄養士法に基づき、栄養士名簿への登録、栄養士免許証の交付、名簿の訂正、免許証の書換え交付、免許証の再交付等の栄養士免許に関する事務を行う。(実施主体：東京都)

(12) 管理栄養士免許進達事務（昭和38年度事業開始）

栄養士法に基づき申請のあった管理栄養士免許証の交付、名簿の訂正、免許証の書換え交付、免許証の再交付等について、厚生労働大臣に進達を行う。

(13) 健康増進法に基づく健康増進事業（昭和57年度事業開始）

区市町村における各種の健康増進事業への補助を行うことにより、地域住民の生活習慣病等のり患や要介護状態になることを予防し、健康の保持増進を図る。(実施主体：区市町村)

ア 健康教育（40歳から64歳までの者）

- イ 健康相談（40歳から64歳までの者）
- ウ 訪問指導（40歳から64歳までの者）
- エ 総合的な保健推進事業
- オ 歯周疾患検診（20歳、30歳、40歳、50歳、60歳及び70歳）
- カ 骨粗鬆症検診（40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳及び70歳の女性）
- キ 肝炎ウイルス検診
- ク 健康診査・保健指導（無保険者等）
- ケ がん検診

(14) とうきょう健康応援事業（令和6年度事業開始）【2050東京戦略】

都民の主体的な健康づくりにつなげるため、区市町村が行うインセンティブを用いた事業と連携し、都が更なるインセンティブとして、協賛店による優待サービスの提供や東京ポイントの付与を行うことで、都民の健康づくりを支える環境を整備する。(実施主体:東京都)

## 4 がん予防対策の推進

令和6年3月に策定した「東京都がん対策推進計画（第三次改定）」に掲げる全体目標の一つである「科学的根拠に基づくがん予防・がん検診の充実」に向けて、がんの予防に関する取組やがん検診受診率と質の向上に取り組んでいる。

### (1) がん予防・検診受診率向上事業（平成19年度事業開始）【2050東京戦略】

5つのがん（胃がん、肺がん、大腸がん、子宮頸がん及び乳がん）の検診の受診率向上を目指し、区市町村や民間団体等と協働して、がん予防やがん検診に関する知識の普及を図る。（実施主体：東京都）

### (2) 地域の受診率・精度管理向上事業（平成21年度事業開始）

区市町村が実施するがん検診について、受診促進のための取組状況や課題等を把握・分析し、地域の実態に合わせた効果的な受診率向上策を提案するとともに、保健医療政策区市町村包括補助事業の活用を促すなど、技術的・専門的な支援を行い、区市町村におけるがん検診の一層の受診率向上を図る。

また、検診受託機関や企業・健康保険組合等の検診実施主体に対する講習会等を実施し、検診の精度管理の向上を図るとともに、検診機関の精度管理に必要な指標を、区市町村が把握・フィードバックするための共有システムを活用し、検診機関全体の質の向上につなげる。（実施主体：東京都）

### (3) マンモグラフィ読影医師等養成研修（平成20年度事業開始）

マンモグラフィによる乳がん検診に従事する医師や診療放射線技師の読影研修・技術研修を行い、資質の向上を図ることにより、マンモグラフィによる乳がん検診の実施体制を整備する（読影研修2回、技術研修2回）。（実施主体：東京都）

### (4) がん登録事業（平成23年度事業開始）

がん対策基本法及びがん登録等の推進に関する法律等に基づき、全国がん登録及び地域がん登録を実施し、がんの罹患、診療、転帰等の状況の把握及び分析その他のがんに係る調査研究を推進する。（実施主体：東京都）

※院内がん登録事業については102ページ参照

## 5 ウイルス肝炎対策

肝がんへ進行する可能性のあるウイルス性肝炎について、感染者を早期に発見し、適切な治療へとつなげるため、東京都肝炎対策指針に基づき、肝炎ウイルス検査の実施や肝炎診療ネットワークによる医療連携の推進、医療費の一部助成等に取り組んでいる。

肝炎ウイルス検査受検者数・陽性者数 (単位：人)

区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
受検者数		87,019	79,692	85,084
陽性者数	B型	519	434	470
	C型	198	146	170

### (1) 肝炎診療ネットワーク整備事業（平成19年度事業開始）

地域における医療連携を更に充実させ、医療水準の向上及び肝疾患診療の均てん化を図るとともに、適正な医療情報の提供により、肝炎患者等が適切な診断と治療を受けることができる体制を整備することを目的とする。(実施主体：東京都（一部を肝疾患診療連携拠点病院に委託) )

ア 東京都ウイルス肝炎対策協議会

イ 治療勧奨事業

ウ 肝疾患診療連携拠点病院事業（平成23年度事業開始）

肝炎患者等支援、情報提供等の拠点となり、肝炎診療ネットワークの取組を推進する役割を担う医療機関を、肝疾患診療連携拠点病院（以下「拠点病院」という。）として指定し（都内2病院）、肝炎患者等支援の充実及び肝炎治療の医療水準の向上を図るため、以下の事業を拠点病院に委託して実施している。

(ア) 肝疾患相談センター

(イ) ウイルス性肝炎等に関する情報提供

(ウ) 拠点病院等連絡協議会

(エ) 地域連携推進事業（平成29年度事業開始）

エ 肝炎ウイルス検査受検勧奨等事業

オ 東京都ウイルス性肝炎重症化予防推進事業（平成26年度事業開始）

### (2) B型・C型ウイルス肝炎治療医療費助成（平成19年度事業開始）

B型・C型ウイルス肝炎のインターフェロン治療、B型ウイルス肝炎の核酸アナログ製剤治療及びC型ウイルス肝炎のインターフェロンフリー治療を受ける者を対象として、医療費の一部を助成し、患者の経済的負担の軽減により早期治療の促進を図る。(実施主体：東京都)

B型・C型ウイルス肝炎治療医療費助成者数（新規認定者数）

（単位：人）

区分	平成			令和					
	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
B型・C型インターフェロン治療医療費助成	82	37	43	29	28	15	25	16	6
B型核酸アナログ製剤治療医療費助成	761	703	671	598	523	524	534	457	458
C型インターフェロンフリー治療医療費助成※	4,273	2,646	2,260	1,595	1,101	912	710	643	542

※ C型インターフェロンフリー治療医療費助成は平成26年度から開始。新規認定者数にはインターフェロンフリー治療の再治療を含む。

(3) 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業（平成30年度事業開始）

B型・C型肝炎ウイルスに起因する肝がん・重度肝硬変患者の医療費負担の軽減を図るとともに、臨床データを収集し、肝がん・重度肝硬変の治療研究の促進を図る。（実施主体：東京都）

※ 健康増進法に基づく肝炎ウイルス検診（実施主体：区市町村）に対する補助を行うとともに、都保健所において、職場等で受診機会のない者に対して検診を実施する。（実施主体：東京都）

## 6 難病対策

難病は、原因が不明であり、治療法が確立されていない希少な疾病であり、長期の療養を要することから、患者本人や家族に大きな負担がかかる。都では、国とともに難病の治療研究や療養生活の支援を行っている。

### (1) 難病医療費等助成（昭和47年度事業開始）

難病等は、その性格上、長期の療養を要し、多額の医療費を必要とするため、医療費等助成制度によって、患者・家族の経済的な負担の軽減を図る。（実施主体：東京都、実績：認定患者数144,917名、助成額32,148,424千円）

平成26年に成立した難病の患者に対する医療等に関する法律（以下「難病法」という。）に基づき、平成27年1月1日から同法に基づく新たな難病医療費助成制度を実施するとともに、国制度に準じた都独自の難病医療費助成を実施している。

また、難病法第28条第2項に基づき、指定難病の患者に対し「登録者証」を交付し、指定難病にかかっている事実を証明することで、指定難病の患者が、地域における自立した日常生活の支援のための施策を円滑に利用できるようにする。（「指定難病要支援者証明事業」（令和6年度事業開始））（実施主体：東京都）

難病医療費等助成対象疾病一覧（令和7年4月1日現在新規申請を受け付けているもの）  
 【難病法に基づく指定難病（348疾病）】

番号	病名	番号	病名
1	球脊髄性筋萎縮症	2	筋萎縮性側索硬化症
3	脊髄性筋萎縮症	4	原発性側索硬化症
5	進行性核上性麻痺	6	パーキンソン病
7	大脳皮質基底核変性症	8	ハンチントン病
9	神経有棘赤血球症	10	シャルコー・マリー・トゥース病
11	重症筋無力症	12	先天性筋無力症候群
13	多発性硬化症／視神経脊髄炎	14	慢性炎症性脱髄性多発神経炎／多巣性運動ニューロパチー
15	封入体筋炎	16	クロウ・深瀬症候群
17	多系統萎縮症	18	脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く。)
19	ライソゾーム病	20	副腎白質ジストロフィー
21	ミトコンドリア病	22	もやもや病
23	プリオン病	24	亜急性硬化性全脳炎
25	進行性多巣性白質脳症	26	HTLV-1関連脊髄症
27	特発性基底核石灰化症	28	全身性アミロイドーシス
29	ウルリッヒ病	30	遠位型ミオパチー
31	ベスレムミオパチー	32	自己貪食空胞性ミオパチー
33	シュワルツ・ヤンペル症候群	34	神経線維腫症
35	天疱瘡	36	表皮水疱症
37	膿疱性乾癬（汎発型）	38	スティーヴンス・ジョンソン症候群
39	中毒性表皮壊死症	40	高安動脈炎
41	巨細胞性動脈炎	42	結節性多発動脈炎
43	顕微鏡的多発血管炎	44	多発血管炎性肉芽腫症
45	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	46	悪性関節リウマチ
47	バージャー病	48	原発性抗リン脂質抗体症候群
49	全身性エリテマトーデス	50	皮膚筋炎／多発性筋炎
51	全身性強皮症	52	混合性結合組織病
53	シェーグレン症候群	54	成人発症スチル病
55	再発性多発軟骨炎	56	ベーチェット病
57	特発性拡張型心筋症	58	肥大型心筋症
59	拘束型心筋症	60	再生不良性貧血
61	自己免疫性溶血性貧血	62	発作性夜間ヘモグロビン尿症
63	免疫性血小板減少症	64	血栓性血小板減少性紫斑病
65	原発性免疫不全症候群	66	I g A腎症
67	多発性嚢胞腎	68	黄色靱帯骨化症
69	後縦靱帯骨化症	70	広範脊柱管狭窄症
71	特発性大腿骨頭壊死症	72	下垂体性ADH分泌異常症
73	下垂体性TSH分泌亢進症	74	下垂体性PRL分泌亢進症
75	クッシング病	76	下垂体性ゴナドトロピン分泌亢進症
77	下垂体性成長ホルモン分泌亢進症	78	下垂体前葉機能低下症
79	家族性高コレステロール血症（ホモ接合体）	80	甲状腺ホルモン不応症
81	先天性副腎皮質酵素欠損症	82	先天性副腎低形成症
83	アジソン病	84	サルコイドーシス
85	特発性間質性肺炎	86	肺動脈性肺高血圧症
87	肺静脈閉塞症／肺毛細血管腫症	88	慢性血栓塞栓性肺高血圧症
89	リンパ脈管筋腫症	90	網膜色素変性症
91	バッド・キアリ症候群	92	特発性門脈圧亢進症
93	原発性胆汁性胆管炎	94	原発性硬化性胆管炎
95	自己免疫性肝炎	96	クローン病
97	潰瘍性大腸炎	98	好酸球性消化管疾患
99	慢性特発性偽性腸閉塞症	100	巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症
101	腸管神経節細胞減少症	102	ルビンシュタイン・テイビ症候群
103	CF C症候群	104	コステロ症候群
105	チャージ症候群	106	クリオピリン関連周期熱症候群

番号	病名	番号	病名
107	若年性特発性関節炎	108	TNF受容体関連周期性症候群
109	非典型溶血性尿毒症症候群	110	ブラウ症候群
111	先天性ミオパチー	112	マリネスコ・シェーグレン症候群
113	筋ジストロフィー	114	非ジストロフィー性ミオトニー症候群
115	遺伝性周期性四肢麻痺	116	アトピー性脊髄炎
117	脊髄空洞症	118	脊髄髄膜瘤
119	アイザックス症候群	120	遺伝性ジストニア
121	脳内鉄沈着神経変性症	122	脳表ヘモジデリン沈着症
123	HTRA1関連脳小血管病	124	皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症
125	神経軸索スフェロイド形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症	126	ペリー病
127	前頭側頭葉変性症	128	ビッカースタッフ脳幹脳炎
129	痙攣重積型(二相性)急性脳症	130	先天性無痛無汗症
131	アレキサンダー病	132	先天性核上性球麻痺
133	メビウス症候群	134	中隔視神経形成異常症/ドモルシア症候群
135	アイカルディ症候群	136	片側巨脳症
137	限局性皮質異形成	138	神経細胞移動異常症
139	先天性大脳白質形成不全症	140	ドラベ症候群
141	海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん	142	ミオクロニー欠神てんかん
143	ミオクロニー脱力発作を伴うてんかん	144	レノックス・ガストー症候群
145	ウエスト症候群	146	大田原症候群
147	早期ミオクロニー脳症	148	遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん
149	片側痙攣・片麻痺・てんかん症候群	150	環状20番染色体症候群
151	ラスムッセン脳炎	152	PCDH19関連症候群
153	難治頻回部分発作重積型急性脳炎	154	睡眠時棘徐波活性化を示す発達性てんかん性脳症およびてんかん性脳症
155	ランドウ・クレフナー症候群	156	レット症候群
157	スタージ・ウェーバー症候群	158	結節性硬化症
159	色素性乾皮症	160	先天性魚鱗癬
161	家族性良性慢性天疱瘡	162	類天疱瘡(後天性表皮水疱症を含む。)
163	特発性後天性全身性無汗症	164	眼皮膚白皮症
165	肥厚性皮膚骨膜炎	166	弾性線維性仮性黄色腫
167	マルファン症候群/ロイス・ディーツ症候群	168	エーラス・ダンロス症候群
169	メンケス病	170	オクシピタル・ホーン症候群
171	ウィルソン病	172	低ホスファターゼ症
173	VATER症候群	174	那須・ハコラ病
175	ウィーバー症候群	176	コフィン・ローリー症候群
177	ジュベール症候群関連疾患	178	モワット・ウィルソン症候群
179	ウィリアムズ症候群	180	ATR-X症候群
181	クルーズン症候群	182	アペール症候群
183	ファイファー症候群	184	アントレー・ビクスラー症候群
185	コフィン・シリス症候群	186	ロスムンド・トムソン症候群
187	歌舞伎症候群	188	多脾症候群
189	無脾症候群	190	鰓耳腎症候群
191	ウェルナー症候群	192	コケイン症候群
193	ブラダー・ウィリ症候群	194	ソトス症候群
195	ヌーナン症候群	196	ヤング・シンプソン症候群
197	1p36欠失症候群	198	4p欠失症候群
199	5p欠失症候群	200	第14番染色体父親性ダイソミー症候群
201	アンジェルマン症候群	202	スミス・マギニス症候群
203	22q11.2欠失症候群	204	エマヌエル症候群
205	脆弱X症候群関連疾患	206	脆弱X症候群
207	総動脈幹遺残症	208	修正大血管転位症
209	完全大血管転位症	210	単心室症
211	左心低形成症候群	212	三尖弁閉鎖症
213	心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症	214	心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症
215	ファロー四徴症	216	両大血管右室起始症

番号	病名	番号	病名
217	エプスタイン病	218	アルポート症候群
219	ギャロウェイ・モワト症候群	220	急速進行性糸球体腎炎
221	抗糸球体基底膜腎炎	222	一次性ネフローゼ症候群
223	一次性膜性増殖性糸球体腎炎	224	紫斑病性腎炎
225	先天性腎性尿崩症	226	間質性膀胱炎（ハンナ型）
227	オスラー病	228	閉塞性細気管支炎
229	肺胞蛋白症（自己免疫性又は先天性）	230	肺胞低換気症候群
231	$\alpha 1$ -アンチトリプシン欠乏症	232	カーニー複合
233	ウォルフラム症候群	234	ペルオキシソーム病（副腎白質ジストロフィーを除く。）
235	副甲状腺機能低下症	236	偽性副甲状腺機能低下症
237	副腎皮質刺激ホルモン不応症	238	ビタミンD抵抗性くる病／骨軟化症
239	ビタミンD依存性くる病／骨軟化症	240	フェニルケトン尿症
241	高チロシン血症1型	242	高チロシン血症2型
243	高チロシン血症3型	244	メーブルシロップ尿症
245	プロピオン酸血症	246	メチルマロン酸血症
247	イソ吉草酸血症	248	グルコーストランスポーター1欠損症
249	グルタル酸血症1型	250	グルタル酸血症2型
251	尿素サイクル異常症	252	リジン尿性蛋白不耐症
253	先天性葉酸吸収不全	254	ポルフィリン症
255	複合カルボキシラーゼ欠損症	256	筋型糖原病
257	肝型糖原病	258	ガラクトース-1-リン酸ウリジルトランスフェラーゼ欠損症
259	レシチンコレステロールアシルトランスフェラーゼ欠損症	260	シトステロール血症
261	タンジール病	262	原発性高カイロミクロン血症
263	脳腱黄色腫症	264	無 $\beta$ リポタンパク血症
265	脂肪萎縮症	266	家族性地中海熱
267	高IgD症候群	268	中條・西村症候群
269	化膿性無菌性関節炎・壊疽性膿皮症・アクネ症候群	270	慢性再発性多発性骨髄炎
271	強直性脊椎炎	272	進行性骨化性線維異形成症
273	肋骨異常を伴う先天性側弯症	274	骨形成不全症
275	タナトフォリック骨異形成症	276	軟骨無形成症
277	リンパ管腫症／ゴーム病	278	巨大リンパ管奇形（頸部顔面病変）
279	巨大静脈奇形（頸部口腔咽頭びまん性病変）	280	巨大動静脈奇形（頸部顔面又は四肢病変）
281	クリッペル・トレノネー・ウェーバー症候群	282	先天性赤血球形成異常性貧血
283	後天性赤芽球癆	284	ダイヤモンド・ブラックファン貧血
285	ファンコニ貧血	286	遺伝性鉄芽球性貧血
287	エプスタイン症候群	288	自己免疫性後天性凝固因子欠乏症
289	クローンカイト・カナダ症候群	290	非特異性多発性小腸潰瘍症
291	ヒルシュスプルング病（全結腸型又は小腸型）	292	総排泄腔外反症
293	総排泄腔遺残	294	先天性横隔膜ヘルニア
295	乳幼児肝巨大血管腫	296	胆道閉鎖症
297	アラジール症候群	298	遺伝性膵炎
299	嚢胞性線維症	300	IgG4関連疾患
301	黄斑ジストロフィー	302	レーベル遺伝性視神経症
303	アッシャー症候群	304	若年発症型両側性感音難聴
305	遅発性内リンパ水腫	306	好酸球性副鼻腔炎
307	カナバン病	308	進行性白質脳症
309	進行性ミオクローヌステんかん	310	先天異常症候群
311	先天性三尖弁狭窄症	312	先天性僧帽弁狭窄症
313	先天性肺静脈狭窄症	314	左肺動脈右肺動脈起始症
315	ネイルパテラ症候群（爪膝蓋骨症候群）／LMX1B関連腎症	316	カルニチン回路異常症
317	三頭酵素欠損症	318	シトリン欠損症
319	セピアプテリン還元酵素（SR）欠損症	320	先天性グリコシルホスファチジルイノシトール（GPI）欠損症

番号	病名	番号	病名
321	非ケトーシス型高グリシン血症	322	$\beta$ -ケトチオラーゼ欠損症
323	芳香族L-アミノ酸脱炭酸酵素欠損症	324	メチルグルタコン酸尿症
325	遺伝性自己炎症疾患	326	大理石骨病
327	特発性血栓症（遺伝性血栓性素因によるものに限る。）	328	前眼部形成異常
329	無虹彩症	330	先天性気管狭窄症／先天性声門下狭窄症
331	特発性多中心性キャスルマン病	332	膠様滴状角膜ジストロフィー
333	ハッチンソン・ギルフォード症候群	334	脳クレアチン欠乏症候群
335	ネフロン癆（ろう）	336	家族性低 $\beta$ リポタンパク血症1（ホモ接合体）
337	ホモシスチン尿症	338	進行性家族性肝内胆汁うっ滞症
339	MECP2重複症候群	340	線毛機能不全症候群（カルタゲナー症候群を含む。）
341	TRPV4異常症	342	LMNB1関連大脳白質脳症
343	PURA関連神経発達異常症	344	極長鎖アシル-CoA 脱水素酵素欠損症
345	乳児発症STING関連血管炎	346	原発性肝外門脈閉塞症
347	出血性線溶異常症	348	ロウ症候群

【国の特定疾患治療研究事業による医療費助成対象疾病（2疾病）】

番号	病名	番号	病名
1	スモン	2	プリオン病(ヒト由来乾燥硬膜移植によるクロイツフェルト・ヤコブ病に限る。)

【都単独医療費助成対象疾病（8疾病）】

番号	病名	番号	病名
1	悪性高血圧	2	母斑症（指定難病の結節性硬化症、スタージ・ウェーバー症候群及びクリッペル・トレノネー・ウェーバー症候群を除く。）
3	古典的特発性好酸球増多症候群	4	びまん性汎細気管支炎
5	遺伝性QT延長症候群	6	網膜脈絡膜萎縮症
7	原発性骨髄線維症	8	肝内結石症

【特殊医療費等助成(※)対象疾病（2疾病）】

番号	病名	番号	病名
1	先天性血液凝固因子欠乏症等	2	人工透析を必要とする腎不全

※ 特殊な医療技術の下などで長期の療養を余儀なくされることから医療費等助成を実施している。

なお、先天性血液凝固因子欠乏症等については、国の先天性血液凝固因子障害等研究事業に基づき本医療費等助成を実施している。

(2) スモン患者に対するはり等施術費等助成（昭和53年度事業開始）

スモン患者に対するはり、きゅう、あん摩、マッサージ及び指圧の施術費及び往療料を助成することにより、患者の費用負担の軽減を図る。(実施主体：東京都、実績：認定患者数23人、助成額（扶助費のみ）2,845千円)

(3) 在宅難病患者一時入院事業（昭和57年度事業開始）

在宅難病患者が、家族等介護者の療養や休息等により、一時的に介護を受けられなくなった場合に短期間入院できる体制を整え、安定した療養生活の確保を図る。(実施主体：東京都（各病院に委託）、確保病床数：1日につき18床（令和7年5月1日現在）、実績：利用患者数 延べ228人、利用日数 延べ3,735日)

(4) 難病患者在宅レスパイト事業（令和4年度事業開始）

在宅で人工呼吸器を使用している難病患者が、家族等の介護者の病気治療、休息等の理由

により、一時的に在宅で介護を受けることが困難となった場合に、患者宅に看護人を派遣する体制を整えることにより、安定した療養生活の確保を図る。(実施主体：東京都（一般社団法人東京都訪問看護ステーション協会に委託）実績：利用患者 延べ548人、利用時間 延べ1,212時間)

(5) 在宅難病患者訪問診療事業（昭和62年度事業開始）

専門的医療の受診が困難な在宅難病患者に対して、専門医等による訪問診療を実施することにより、療養環境の向上及び在宅ケア体制の充実を図る。(実施主体：東京都（公益社団法人東京都医師会に委託）、実績：訪問件数298件)

(6) 在宅難病患者医療機器貸与事業（平成4年度事業開始）

難病患者が在宅で使用する医療機器（吸入器及び吸引器）を貸与し、併せて訪問看護を実施することにより、経済的負担の軽減及び在宅療養環境の整備を図る。(実施主体：東京都、特別区、八王子市及び町田市、実績：吸入器・吸引器貸与88人)

(7) 在宅療養支援事業（昭和56年度事業開始）

難病患者及びその家族の療養環境の整備・改善を図るため、次の事業を行う。(実施主体：東京都)

ア 在宅療養支援計画策定・評価

難病患者に対するきめ細かな支援を行うため、対象患者別に在宅療養支援計画を作成し、各種サービスの提供に資する。

また、作成した計画は適宜評価を行い、その改善を図る。(実績：計画作成757件、評価委員会90回)

イ 在宅療養相談指導

(ア) 訪問相談指導（実績：22,494件）

(イ) 患者会支援（実績：145人）

(ウ) 島しょ専門医相談（実績：6回、28件）

(8) 在宅人工呼吸器使用難病患者訪問看護事業（平成10年度事業開始）

在宅で人工呼吸器を使用して療養する難病患者に対して、診療報酬で定められた回数を超える訪問看護を実施することにより、在宅療養環境を整備するとともに、療養実態の把握及び訪問看護の方法等に関する研究に資する。(実施主体：東京都（訪問看護ステーション又は訪問看護を行う医療機関に委託）、実績：127人)

(9) 在宅人工呼吸器使用難病患者非常用電源設備整備事業（平成25年度事業開始）

人工呼吸療法を実施する医療機関に対し、在宅で療養している難病患者に無償で貸与するための自家発電装置や無停電電源装置又は蓄電池の購入経費を補助することにより、停電時等における難病患者の安全確保を図る。(実施主体：医療機関、実績：32か所（46人）)

(10) 難病対策地域協議会（平成29年度事業開始）

難病患者が安定した療養生活を送ることができるよう、保健所を中心に、地域の関係機関による難病対策地域協議会を設置し、地域における課題の把握や情報収集を行い、支援体制を協議・検討する。

また、東京都難病対策地域協議会を設置し、都内全体の情報収集を行い、各保健所へフィードバックするなど、取組の均てん化を図る。(実施主体：東京都、実績：7回)

#### (11) 難病医療ネットワーク（平成29年度事業開始）

難病診療連携拠点病院及び難病医療協力病院を中心に、全ての難病患者に対して、発症から診断、治療、入院、退院、療養生活まで適切に医療が提供される体制を構築する。(実施主体：東京都、実績：難病診療連携拠点病院13か所、難病診療分野別拠点病院2か所、難病医療協力病院41か所、東京都難病医療連絡協議会2回、医療従事者向け研修5回)

また、プリオン病の疑いのある患者の主治医から要請があった際、専門医からなる支援チームの派遣や適切な機関において剖検による確定診断が行えるよう支援し、必要な経費を補助する。（「東京都神経難病患者在宅医療支援事業」（令和6年度事業開始））（実施主体：医療機関、実績：1件）

#### (12) 難病専門研修

地域において難病患者及び家族の医療・生活等の相談、治療にあたる保健・医療・福祉関係者に対して、難病に関する最新の知識・技術を提供し、難病対策の円滑な推進を図る。

(実施主体：東京都)

##### ア 難病セミナー（平成14年度事業開始）

地域における難病患者・家族に対する医療・生活等の相談や指導に当たる要員の養成、再教育を図るため、各種講習会を実施する。(実施主体：東京都、実績：実務者基礎コース445人（申込者数。動画配信）、保健師コース40人、講演会87人)

##### イ 在宅難病患者訪問看護師等養成研修（平成15年度事業開始※臨床研修は平成29年度事業開始）

在宅難病患者への訪問看護に携わる看護師等に対し、専門性の高い難病に関する知識、看護の技術を習得させる。（座学研修Ⅰ、座学研修Ⅱ、臨床研修に分けて実施。実施主体：東京都（座学研修Ⅰ・Ⅱ：公益財団法人東京都医学総合研究所に委託、臨床研修：地方独立行政法人東京都立病院機構東京都立神経病院及び国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター病院に委託）、実績：座学研修Ⅰ 108人、座学研修Ⅱ 138人、臨床研修 13人）

##### ウ 難病患者等ホームヘルパー養成研修（平成9年度事業開始）

難病患者等の多様化するニーズに対応した適切なホームヘルプサービスを提供するため、都が行う研修（区市町村との共同開催を含む。）及び都が指定する民間団体等の特別研修により必要な知識、技能を有するホームヘルパーの養成を図る。(実施主体：東京都、実績：開催数9回、受講者数102人)

(13) 東京都難病相談・支援センター（平成16年度事業開始）

難病患者等の日常生活における相談・支援、地域交流活動の促進等を行う拠点として、「難病相談・支援センター」等を設置し、患者等の様々なニーズに対応したきめ細かな相談や支援を行う。(実施主体：東京都（①東京都難病相談・支援センター：順天堂大学医学部附属順天堂医院に委託、②東京都多摩難病相談・支援室：地方独立行政法人東京都立病院機構東京都立神経病院に委託、③東京都難病ピア相談室：特定非営利活動法人東京難病団体連絡協議会等に委託)、実績：難病療養相談等6,516件、疾病・疾患群別医療相談会10回)

(14) 在宅人工呼吸器使用者災害時支援（平成24年度事業開始）

災害時要配慮者のうち、在宅人工呼吸器使用者について、その緊急性・特殊性に鑑み、本人・家族及び支援に関わる者が災害への備え及び災害発生時に適切な対応を行えるよう、災害時要配慮者の避難支援体制整備の実施主体である区市町村が、事前に使用者別の災害時個別支援計画を作成することを支援するため、東京都在宅人工呼吸器使用者災害時支援指針を策定している。(実施主体：東京都)

(15) 専門家会議

難病等の特殊疾病に係る対策の強化・充実及び推進を図るため東京都特殊疾病対策協議会（平成12年6月設置）を、難病医療費公費負担対象者を審査するため東京都指定難病審査会（平成26年12月設置）及び東京都難病患者認定審査会（昭和49年4月設置）を設置している。(実施主体：東京都、実績：東京都特殊疾病対策協議会及び部会4回、東京都指定難病審査会12回、東京都難病患者認定審査会12回)

(16) 慢性腎臓病（CKD）対策事業（平成22年度事業開始）

潜在的なCKD患者が多数存在し、透析患者が年々増加している中、CKD患者の早期発見及び早期治療につなげるため、潜在的なCKD患者への普及啓発や情報サイト「ほっとけないぞ！CKD」等を活用して予防意識を高めるとともに重症化を防止する。(実施主体：東京都)

## 7 原子爆弾被爆者援護対策

被爆者及び被爆者の子の健康の保持と福祉の向上のため、被爆者及び被爆者の子に対する健康診断、被爆者に対する医療の給付、各種手当などの支給及び健康指導や被爆者の子に対する医療費の助成を実施している。

(1) 原子爆弾被爆者の健康診断等（昭和32年度事業開始）

原子爆弾被爆者及び被爆者の子に対し、健康診断等を行うことにより、その健康の保持・向上を図る。(実施主体：東京都（健康診断は医療機関に委託）)

【対象者数等】 (単位：人、か所)

区 分	人数等
被爆者（被爆者健康手帳交付者数）	3,307
被爆者の子（健康診断受診票交付数）	8,931
健康診断実施医療機関数	204

【検査実績】 (単位：人)

検査区分	被爆者	被爆者の子
一般検査	575	1,965
がん検査	1,183	7,662
精密検査	162	259

(2) 原子爆弾被爆者に対する手当等の支給（昭和43年度事業開始）

原子爆弾被爆者に対し、健康管理手当等の支給の措置を講じることにより、その福祉の向上を図る。(実施主体：東京都)

【手当実績】 (単位：件)

手当名	件数	手当名	件数
健康管理手当	29,817	特別手当	1,312
保健手当	1,774	葬祭料	244
医療特別手当	2,704	介護手当	3,001

(3) 介護保険利用等助成（平成13年度事業開始）

介護保険による居宅サービス等の利用者負担分への助成を行うことにより、被爆者に対する福祉施策の充実を図る。ただし、訪問介護は低所得者（所得税非課税者）を対象とする。(実施主体：東京都、実績：訪問介護 2,017件、通所介護 4,502件、短期入所生活介護 507件、認知症対応型共同生活介護 313件、介護老人福祉施設 1,335件、養護老人ホーム 0件、小規模多機能型居宅介護 125件、定期巡回・随時対応型訪問介護看護 38件、複合型サービス 57件)

(4) 原子爆弾被爆者に対する健康指導（昭和37年度事業開始）

原子爆弾被爆者を対象に、刊行物による保健衛生指導、医療講演会による医療指導等を患者団体への委託により実施し、被爆者の健康保持及び福祉の向上を図る。(実施主体：東京都（一般社団法人東友会に委託）)

【委託事業実績】

刊行物による保健衛生指導	1回	医療講演会による医療指導	1回
医療生活相談	延べ980日	訪問相談	延べ144日
死没者名簿登載調査	1回	相談員養成研修会	4回
原爆死没者慰霊事業	1回		

(5) 原子爆弾被爆者の子に対する医療費の助成（昭和51年度事業開始）

被爆者の子が特定の障害を伴う疾病にかかり、6か月以上の医療を必要とする時に医療費の助成を行うことにより、その健康上の不安と疾病の慢性化による経済的不安の軽減を図る。

（実施主体：東京都、実績：認定患者数3,135人、支払件数：40,463件）

## 8 血液の確保・臓器移植対策等

医療にとって必要不可欠な血液製剤を安定的に確保することを目的とする血液事業を実施している。また、臓器移植医療に対する都民の理解や骨髄ドナー登録を推進している。

(1) 東京都献血推進協議会（昭和40年度事業開始）

安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律に基づき、血液事業に関する施策の策定及び実施に当たって、公正の確保及び透明性の向上を図るため、東京都献血推進協議会を設置している。（実施主体：東京都、実績：1回）

(2) 献血思想の普及啓発（昭和40年度事業開始）

安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律に基づき、積極的な広報活動を行い、都民等に献血への理解と協力を求める。（実施主体：東京都、実績：献血キャンペーン 春季、夏季及び冬季の年3回）

(3) 献血受入供給基盤の整備（昭和38年度事業開始）

血液センター等の施設及び設備の整備に要する経費並びに献血推進事業に要する経費の一部を補助することにより、血液センターの機能の整備を促し、もって東京都における献血事業の円滑な運営及び安定的な血液の確保を図る。（実施主体：日本赤十字社東京都支部）

献血者数実績（令和6年度）

200mL献血	延べ	19,419人
400mL献血	延べ	360,022人
血しょう成分献血	延べ	136,253人
血小板成分献血	延べ	70,525人
合計	延べ	586,219人

(4) 血液製剤の適正使用（平成5年度事業開始）

医療機関における過誤輸血の防止や不必要な輸血の抑制等、血液製剤の適正使用のより一層の推進を図るため、血液製剤を使用する医師等の医療関係者に対して講演会等を開催する。

（実施主体：東京都、実績：講演会1回、アドバイス事業6回）

(5) 臓器移植対策（昭和62年度事業開始）

ア 臓器移植を推進するため、臓器提供意思表示カードの配布等を通して普及・啓発を行う。

（実施主体：東京都）

イ 臓器提供医療機関等に臓器移植に関する普及啓発、連絡調整活動等を行う東京都臓器移植コーディネーターを設置し、臓器移植の円滑な実施を図る。（平成10年度事業開始）（実施主体：東京都（東京科学大学病院及び国立国際医療センターに委託））

ウ 脳死下又は心停止下での臓器提供が可能な施設において、院内ドナーコーディネーターの設置を促進することにより、臓器移植の円滑な実施を図る。（令和6年度事業開始）（実施主体：東京都）

エ 腎臓移植を推進するため、献腎移植希望者が公益社団法人日本臓器移植ネットワークに移植希望の登録をする際に行う組織適合性検査費の一部を助成する。（実施主体：東京都、実績：86件）

(6) 骨髄移植対策（平成5年度事業開始）

ア 骨髄移植を推進するため、移植に関する普及啓発を行い、骨髄提供希望者（ドナー）登録の拡大を図る。（実施主体：東京都、日本骨髄バンク、日本赤十字社東京都支部、実績4,344人）

イ 骨髄ドナー登録説明員養成講座を実施し、ドナー登録者の確保を図る。（実施主体：東京都、実績：2回）

## 9 国民健康保険

国民健康保険は、被用者保険や後期高齢者医療制度の被保険者等を除く、全ての住民を対象とした医療保険制度であり、国民皆保険を支える基盤的役割を果たしている。従来、区市町村が個別に国民健康保険事業を運営してきたが、平成30年度から都が財政運営の責任主体となり、国民健康保険事業会計を設けて区市町村からの国民健康保険事業費納付金や国庫負担金等を受け入れ、保険給付に必要な費用を全額区市町村に交付している。

また、国民健康保険運営方針を定め、財政健全化や医療費適正化等の取組を行うほか、区市町村、国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会に対して指導（助言）・監督・補助などを行い、制度の健全な運営に寄与している。

(1) 区市町村等の指導

区市町村、国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会から国民健康保険事業及び財産の状況に関する報告を徴し、又は実地若しくはオンラインでその状況を検査することにより、必要な指導及び助言若しくは勧告を行い、もって事業の健全な運営を期する。(実施主体：東京都)

【区市町村等に対する指導検査の実績】 (令和6年度)

対 象	検査内容	実 績
区市町村	書面による検査	62保険者
	一般指導検査	29保険者
	特別指導検査	3 保険者
国民健康保険組合	一般指導検査	21組合
国民健康保険団体連合会	一般指導検査	1 連合会

(2) 保険給付費等交付金（普通交付金）（平成30年度事業開始）

国民健康保険の財政運営の責任主体として、制度の安定化を図るため、区市町村が負担する療養の給付等に要する費用その他国民健康保険事業に要する費用について、その全額を国民健康保険事業会計から区市町村に交付する。(実施主体：東京都、実績：793,425,165千円)

(3) 保険給付費等交付金（特別交付金）（平成30年度事業開始）

区市町村の財政調整のため、区市町村の財政状況その他個別の事情に着目した交付金を国民健康保険事業会計から交付する。(実施主体：東京都、実績：15,685,259千円)

(4) 後期高齢者支援金・後期高齢者関係事務費拠出金（平成30年度事業開始）

後期高齢者医療制度に係る保険者間の費用負担を調整するため、後期高齢者医療制度の患者負担を除いた財源の一部を賄うための支援金及び同制度の運営に係る事務執行に必要な費用を、国民健康保険事業会計から社会保険診療報酬支払基金に納付する。(実施主体：東京都、実績：174,560,793千円)

(5) 出産育児関係事務費拠出金（令和6年度事業開始）

出産育児交付金の運営に係る事務執行に必要な費用を国民健康保険事業会計から社会保険診療報酬支払基金に納付する。(実施主体：東京都、実績：0円)

(6) 病床転換支援金・病床転換助成関係事務費拠出金（平成30年度事業開始）

都における医療費適正化を推進するため、病床転換助成事業に必要な費用の一部及び同事業の運営に係る事務執行に必要な費用を、国民健康保険事業会計から社会保険診療報酬支払基金に納付する。(実施主体：東京都、実績：78千円)

(7) 前期高齢者納付金・前期高齢者関係事務費拠出金（平成30年度事業開始）

65歳以上75歳未満の前期高齢者が偏在することによる被用者保険との負担の不均衡を調整するため、各保険者の加入者数に応じた前期高齢者納付金及び前期高齢者医療制度の運営に

係る事務執行に必要な費用を、国民健康保険事業会計から社会保険診療報酬支払基金に納付する。(実施主体：東京都、実績：359,878千円)

(8) 介護納付金（平成30年度事業開始）

介護保険制度による介護の給付及び予防給付のため、区市町村の国民健康保険に加入する40歳以上65歳未満に係る第2号被保険者が負担すべき費用を、国民健康保険事業会計から社会保険診療報酬支払基金に納付する。(実施主体：東京都、実績：65,642,054千円)

(9) 流行初期医療確保拠出金・流行初期医療確保関係事務費拠出金（令和6年度事業開始）

感染症法で規定する新興感染症の発生・まん延時（感染初期）における「初動対応等を含む特別な協定を締結した医療機関」について、協定に基づく対応により経営の自律性（一般医療の提供）を制限して、大きな経営上のリスクのある流行初期の感染症医療（感染患者への医療）の提供をすることに對し、診療報酬の上乗せや補助金等が充実するまでの一定期間に限り、財政的な支援を行うため、流行初期医療確保拠出金及び流行初期医療確保措置等の運営に係る事務執行に必要な費用を国民健康保険事業会計から審査支払機関に納付する。

(実施主体：東京都、実績：0円)

(10) 特別高額医療費共同事業拠出金（平成30年度事業開始）

著しく高額な医療費が発生した場合の区市町村の財政運営の安定化を図るため、公益社団法人国民健康保険中央会（以下「国保中央会」という。）と都の間で行われる特別高額医療費共同事業の実施に必要な費用を、拠出金（事業費拠出金、事務費拠出金）として国民健康保険事業会計から国保中央会に拠出する。(実施主体：東京都、実績：2,709,222千円)

(11) 高額医療費負担金（昭和63年度事業開始。ただし、特別区は平成12年度事業開始）

高額な医療費の発生による区市町村の財政運営の不安定性を緩和するため、レセプト1件当たり90万円を超える医療費につき、90万円を超える部分の一部を負担する。(実績：11,369,185千円)

(12) 保険基盤安定負担金（昭和63年度事業開始）

被保険者（特に中間所得者層）の保険料負担の緩和及び区市町村国保の財政基盤の安定を図るため、区市町村は、低所得者層について保険料を軽減した額の総額を基礎として算定した額を一般会計から国民健康保険事業会計に繰り入れており、都はその一部を負担している。

(実績：39,005,372千円)

(13) 未就学児均等割保険料負担金（令和4年度事業開始）

国民健康保険の未就学児被保険者（6歳に達する日以後の最初の3月31日以前にある者）に係る均等割保険料（税）負担の軽減を図るため、区市町村は未就学児保険料（税）を軽減した額の総額を基礎として算定した額を、一般会計から国民健康保険事業会計に繰り入れており、都はその一部を負担している。(実績：260,734千円)

(14) 産前産後保険料負担金（令和5年度事業開始）

国民健康保険の出産する被保険者に係る保険料（税）の負担軽減を図るため、区市町村は出産する被保険者につき産前産後期間相当分（4か月間（多胎の場合は6か月間））の均等割額及び所得割額を免除した額の総額を基礎として算定した額を、一般会計から国民健康保険事業会計に繰り入れ、都はその一部を負担する。（実績：103,547千円）

(15) 特定健康診査等負担金（平成20年度事業開始）

メタボリックシンドロームに着目した生活習慣病予防のための特定健康診査及び特定保健指導の実施に要する費用の一部を負担することにより、被保険者の健康増進を図るとともに、医療費の適正化を推進する。（実績：1,468,087千円）

(16) 都繰入金（財政調整交付金）（平成17年度事業開始）

国民健康保険の財政の安定化を図るとともに、区市町村の事情に応じた財政の調整を行うため、給付費等の9%相当額を一般会計から国民健康保険事業会計に繰り入れる。（実施主体：東京都、実績：65,945,799千円）

(17) 特別区への補助（昭和34年度事業開始）

特別区の国民健康保険財政の健全化及び国民健康保険事業の円滑な運営に資するため、都の役割と責任の範囲内において財政支援を行う。〔補助項目：①結核、精神医療給付金への補助、②東京都の医療費助成事業実施による国庫負担金削減分等への補助〕（実施主体：東京都、実績：2,471,378千円）

(18) 市町村への補助（昭和26年度事業開始）

市町村の国民健康保険財政の健全化及び国民健康保険事業の円滑な運営に資するため、都の役割と責任の範囲内において財政支援を行う。〔補助項目：①結核、精神医療給付金への補助、②東京都の医療費助成事業実施による国庫負担金削減分等への補助、③国民健康保険事業健全化補助〕（実施主体：東京都、実績：3,440,667千円）

(19) 国民健康保険組合への補助（昭和26年度事業開始）

公営（区市町村）国民健康保険被保険者との均衡を考慮し、国民健康保険組合の都内被保険者の負担軽減及び保険財政の健全化を図り、国民健康保険事業の円滑な運営に資するため補助金を交付している。〔補助項目：①医療費相当分補助、②事務費相当分補助、③付加給付相当分補助、④特定被保険者分補助、⑤特定健康診査・特定保健指導補助〕（実施主体：東京都、実績：4,222,284千円）

(20) 国民健康保険団体連合会への補助（昭和26年度事業開始）

診療報酬の審査・支払、その他保険者の共同目的達成に必要な各種事業を行っている東京都国民健康保険団体連合会に対し、国民健康保険事業の円滑な実施を図るために必要な補助金を交付している。（実施主体：東京都、実績：1,113,022千円）

(21) 国民健康保険平準化支援事業（令和6年度事業開始）

令和6年度から、納付金の算定方法の変更に伴う納付金の増加額の一部に対して、都繰入金（財政調整交付金）の一部を用いて緩和措置を実施する。その際、区市町村の医療給付費等の総額に対して定率で交付する都繰入金の一部を緩和措置に用いると、区市町村の納付金負担が増加することから、緩和措置に活用する都繰入金に相当する額を一般会計から国民健康保険事業会計へ繰り入れる。（実施主体：東京都、実績：1,887,218千円）

(22) 保健事業費（平成30年度事業開始）

区市町村における保健事業の健全な運営に必要な助言及び支援を行う（重複・多剤服薬者対策に向けた連携構築支援事業、循環器病予防に向けた生活習慣改善啓発事業、特定健診世代からはじめる骨折予防普及啓発事業等）。（実施主体：東京都）

(23) 国民健康保険財政安定化基金（平成27年度事業開始、平成30年度活用開始）

国民健康保険財政の安定化を図るため、財政安定化基金を設置し、予期せぬ給付増等の際に都が取崩しを行う。令和4年度からは、安定的な財政運営の確保を図るため、国民健康保険事業会計の決算剰余金を積み立て、必要な場合に取崩しができる財政調整事業を追加した。

また、保険料収納率の悪化により、区市町村ごとの財政収支の不均衡が生じた場合に、財政不足額について区市町村に無利子貸付を行う（国民健康保険財政安定化基金貸付金）ほか、災害、景気変動等特別な事情に起因する保険料収納率の悪化等により財源不足が生じた場合は、保険料収納不足額の2分の1以内の交付を行う（国民健康保険財政安定化基金交付金）。

なお、交付を行った場合、その取り崩した額相当の額の3分の1を都が補填する（国民健康保険財政安定化基金支出金）。（実施主体：東京都、令和6年度末残高：15,393,096千円）

(24) 国民健康保険運営協議会の運営（平成29年度事業開始）

国民健康保険事業の運営に関する事項を審議するため、知事の附属機関として運営する。知事の諮問に応じ、次の事項を審議して答申する。

ア 国民健康保険事業費納付金に関すること。

イ 国民健康保険運営方針の作成に関すること。

ウ 前2項目のほか、国民健康保険事業の運営に関すること（東京都が処理する事務に係るものに限る。）。

(25) 国民健康保険審査会の運営（昭和24年度事業開始）

区市町村及び国民健康保険組合が行った行政処分に対する不服申立て（審査請求）の審理・裁決を行うために、知事の附属機関として設置した国民健康保険審査会を運営する。

(26) 後発医薬品使用促進事業（令和元年度事業開始）

後発医薬品を安心して使用できる環境を整備していくため、関係者が連携して都の実情に応じた効果的な取組を検討・実施できる体制を構築する。（実施主体：東京都）

## 10 後期高齢者医療制度（平成20年度事業開始）

後期高齢者医療制度は、75歳以上の高齢者及び65歳以上75歳未満の障害認定を受けている者が加入する医療制度である。保険料額の決定や医療給付など制度の運営は、都内の全区市町村によって設立された東京都後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）が行い、保険料徴収など窓口事務は区市町村が行う。都は、広域連合や区市町村に対し、後期高齢者医療制度の運営が健全かつ円滑に行われるように、必要な助言や補助などを行い、制度の健全な運営に寄与している。

### (1) 後期高齢者医療財政安定化基金

後期高齢者医療の財政の安定化を図るため、保険料収納額が予定を下回った場合や、給付費の見込み誤りによる財源不足について、広域連合に対し、積立金の貸付け・交付を行うことを目的として、都に財政安定化基金を設置している。（実績：令和6年度末残高 21,197,713千円）

### (2) 後期高齢者医療給付費等負担金

高齢者の医療の確保に関する法律で定められた医療等に係る費用の12分の1を負担する。  
（実績：117,010,368千円）

### (3) 高額医療費負担金

高額な医療費の発生による広域連合の財政リスクを軽減するため、レセプト1件当たり80万円を超える医療費のうち、保険料で賄うべき部分の費用の4分の1を負担する。（実績：10,392,577千円）

### (4) 保険基盤安定負担金

低所得者等に対して設けられる保険料軽減措置に対し、広域連合の財政基盤の安定を図るため、法定軽減分の4分の3を負担する。（実績：20,725,669千円）

### (5) 後期高齢者医療健康診査事業

後期高齢者に対する健康診査は、広域連合の努力義務とされているが、後期高齢者の生活習慣病を早期に発見し、重症化の予防を図る健康診査の重要性に鑑み、費用の3分の1を支援する。（実績：1,726,040千円）

### (6) 後期高齢者医療歯科健康診査事業（令和7年度事業開始）【新規】

オーラルフレイル対策のため、口腔機能評価を含めた後期高齢者歯科健康診査を被保険者の自己負担なしで実施する区市町村に対し、広域連合を通じて費用の3分の1を支援する。

### (7) 後期高齢者医療審査会の運営

広域連合及び区市町村が行った行政処分に対する不服申立て（審査請求）の審理・裁決を行うために、知事の附属機関として設置した後期高齢者医療審査会を運営する。

## 11 医療費適正化計画

令和6年3月に策定（令和7年3月一部改定）した「第四期東京都医療費適正化計画」（計画期間：令和6年度から令和11年度まで）に基づき、関係各部・諸団体と連携して、住民の生活の質の維持・向上や良質かつ適切な医療の効率的な提供など、持続可能な医療保険制度の確保を図る。

## 12 保険医療機関等に対する指導等

### (1) 保険医療機関等、保険医等、訪問看護ステーション及び施術管理者に対する指導等

保険医療機関及び保険薬局（以下「保険医療機関等」という。）並びに保険医及び保険薬剤師（以下「保険医等」という。）、訪問看護ステーション並びに受領委任を取り扱う施術管理者（柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師（以下「柔整・あはき」という。））に対し、国民健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律に定める保険診療の取扱い、診療報酬の請求等に関する事項について、周知徹底を図るとともに、関東信越厚生局と共同で指導及び監査を行い、保険診療の質的向上及び適正化を図る。

指導実績（令和6年度）

（単位：件、％）

	対象数	個別指導（実施率）	監査	処分（措置）
医科	13,504	132（1.0）	10	3
歯科	10,463	65（0.6）	0	2
薬局	6,971	61（0.9）	0	0
訪問看護	1,835	0（0.0）	0	0
柔整・あはき	10,264	0（0.0）	4	1
合計	43,037	258（0.6）	14	6

※個別指導の実績は、東京都実施分（関東信越厚生局実施分は含まない。）である。

医科、歯科、薬局及び訪問看護の処分は、関東信越厚生局が行うものである。

### (2) 保険医療機関等及び保険医等に対する講習

国民健康保険の療養の給付を直接に取り扱う保険医療機関等及び保険医等に対し、療養の給付に関する必要な講習を行い、東京都内の国民健康保険事業の円滑かつ適正な運営を図る。

（実施主体：東京都（公益社団法人東京都医師会、公益社団法人東京都歯科医師会及び公益社団法人東京都薬剤師会に委託））

実施状況

（単位：回）

実施団体	医師会	歯科医師会	薬剤師会	計
集団講習等	8	9	2	19
地区別集団講習	129	119	56	304
合計	137	128	58	323